

藤枝市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

藤枝市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成 27 年藤枝市条例第 41 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条及び第 5 条第 1 項中「第 1 9 条第 9 号」を「第 1 9 条第 1 0 号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。